

新入会員入会規定

(入会の所定手続き)

第1条 本青年部の会員としての入会は、以下に定めるところによる。

1. 入会を希望する者は、現会員1名以上の推薦者を必要とする。
2. 推薦者は、入会希望者の所定の推薦書及びプロフィール書を原則として入会希望者が入会を希望する前月の20日までに事務局に提出しなければならない。
3. 入会希望者は、入会を審議する役員会の前に三役立ち会いのもと、推薦者同伴で面接を受けなければならない。
4. 役員会は、前項の書類及び面接結果に基づき入会を審議し、出席役員の過半数の賛成をもって入会を決定する。
5. 役員会で入会が承認されたならば、入会者は速やかに、入会申込書、入会誓約書を事務局に提出し、入会金及び年会費を納入する。
6. 会長は、提出された書類の完備及び入会金、年会費納入状況を確認した上で例会において新入会員承認式を行う。

附 則

1. 本規定は、平成12年4月から実施する。